



HEART COMMUNICATION

高田総合会計事務所 事務所通信 vol.6

2011年 夏季号

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3

TEL.075-451-7766 FAX.075-432-2127

URL <http://www.takadakaikei.co.jp>


ご挨拶 お客様各位

いつも大変お世話になりありがとうございます。

上半期があつという間に過ぎました。特に今年は本当に早く感じました。

平成 23 年度の税制改正は東日本大震災等もあって大混乱いたしました。

税制改正法案の修正は細川政権時代（1994 年）に国民福祉税構想で混乱して以来のことです。



近年にない影響の大きい改正案ですが、引き続き継続協議されるもの（この中には所得税、法人税、相続税、贈与税等影響の大きいものが含まれています）を含め、一応の結着となりました。

どの項目が実施され、どの項目が先送りされたのか？ポイントとなる適用開始日はいつになったのか？を整理する必要性を感じています。早晚最終決着つき次第皆様にもお知らせすると共に対応等検討したいと考えております。

太陽がまぶしい夏空へと季節が移ってまいりました。本格的な夏を迎え暑さが続


きそうです。体調管理に充分気を付けてお過ごしくださいませ。

日頃のご厚情に心より御礼申し上げます。

ありがとうございます。

（所長 高田 收）

『激変の時代！』



リーマンショックは僅か三年前の出来事です。ちょうど一年前の今頃は、サッカーワールドカップ南アフリカ大会で日本が好試合を繰り広げ、がんばれニッポンと応援していました。もっと以前の出来事のように感じてしまいます。一年の月日が流れ、今日は震災の傷跡から復興すべく世界中からがんばれニッポンという温かいエールが送られています。

どれだけ大きなニュースであっても、時の流れや新たなニュースにぼやかされてしまい、日々の変化のスピードについて行くのがやっとなということもあるかと思

います。ただ、このスピードについていき、先読みができれば、常々言われているように、『変化はチャンス』となります。

チャレンジ精神旺盛で、前向きな経営者は、変化をチャンスに変えていきます。その経営に対する姿勢には年齢は関係ありません。年齢を重ねても積極的に時代の変化を読みとり、世の中のニーズをくみ上げることができる経営者が生き残っていく時代です。

我々高田総合会計事務所はそういったチャレンジ精神旺盛なおお客様のバックアップをしっかりとさせていただけるような事務所を目指します。十年一日の如く、同じ商品を同じ場所で同じ方法で提供しているだけでは事業として生き残ることができません。時代の変化に目を向け、ともに前向きに経営に取り

組んでいきましょう！



CHANGE



（副所長 高田 直浩）

会計・税務の「？」にお答えします。

教えて！タカダくん



今回のテーマ：相続税

タカダくん あきんどくん

タカダ：今回は平成23年度税制改正案で基礎控除額の引下げ等によって課税対象となる人がかなり増えると言われている「**相続税**」について勉強しよう。

あきんど：相続税？以前に試算してもらった時は基礎控除額以下だったからかからないと思って安心してたけど、税制が変わればかかるかもしれないんだね。ところで会社や個人事業者に対する税務調査の話は以前に教えてもらったけど、相続税にも税務調査ってあるの？

タカダ：国税庁の資料によると毎年1万4千件くらいあるよ。平成21事務年度（平成21年7月から平成22年6月までの間）は13,863件で相続税の課税対象になった被相続人が約4万6千人だから**約30%以上が調査されている**ことになる。

課税価格が3億円超の場合はほぼ100%あると思っていいくらいだよ。

あきんど：へー、100%ってすごいね。

タカダ：平成21年事務年度では調査の結果申告漏れがあった件数は11,748件でなんと84.7%にもなる。その内悪質なケースとして重加算税の対象となったのが1,970件だ。

申告漏れのトップは現金や預貯金の割合が多くて3分の1くらいを占めているよ。

あとは**有価証券や土地**なんかが多いよ。**相続税の税務調査は金融資産が中心**だといえるね。

特に被相続人名義でない預貯金や株式が、実質的に被相続人の財産として課税されているケースが多いかな。

あきんど：どんな時にそんなことを言われるの？

タカダ：以前実際にあった調査の時の話だけど、被相続人の子どもの名義になっていた預金口座があったんだ。でも実際に銀行に出し入れに来てたのは被相続人だったという銀行の資料を提示して、被相続人の財産が漏れていたと指摘を受けたことがあったよ。

あきんど：へー、どうやって調べるんだろう。

タカダ：銀行の入出金伝票の筆跡とかで確認したり、印鑑の保管状況も参考にされるんだよ。

故人名義の預貯金だけでなく配偶者や同居の家族名義の預貯金も5年分くらいは調べられるよ。

多額の増減がある場合は、生前に贈与がなかったかどうかを調べる為だね。

あきんど：へー、ずいぶん前のことも細かく調べられるんだね。財産を隠して申告しなかったのが、後で見つかったらどうなるの？

タカダ：こないだ60億円の遺産を倉庫に隠して相続税約30億円を脱税した人に、懲役2年6ヶ月と罰金5億円の判決があったよ。

あきんど：脱税するとロクな事にはならないね。僕はしっかり勉強して節税することにするよ。改正されたらまた試算してほしいんだけど。

タカダ：いいとも！いつでも気軽に相談してね！

知っ得！情報コーナー

今後の税制改正において増税されることが決定的となり、注目が集まる**相続税**について、その計算方法について、御紹介します。

Step1	遺産総額の計算	本来の相続財産 + みなし相続財産 + 非課税財産		
Step2	課税価格の計算	上記遺産金額 + 相続開始前3年以内の贈与財産 - 債務 - 葬式費用		
Step3	基礎控除額の計算	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数 step2 で計算した課税価格がこの金額以下であれば相続税はかかりません。 <u>なお、今後の改正にて、『3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数』に変更される予定です！</u>		
Step4	課税遺産総額の計算	課税価格 - 基礎控除額		
Step5	課税遺産総額を法定相続分で按分	例) 相続人3人が課税遺産総額1億2,000万円を相続する場合		
		妻: 6,000万円	長男: 3,000万円	次男: 3,000万円
Step6	税率をかける	6,000万円 × 30% = 1,800万円	3,000万円 × 15% = 450万円	3,000万円 × 15% = 450万円
Step7	定められた控除額を差し引く	1,800万円 - 700万円 = 1,100万円	450万円 - 50万円 = 400万円	450万円 - 50万円 = 400万円
Step8	相続税総額の計算	1,100万円 + 400万円 + 400万円 = 1,900万円		
Step9	相続税総額を実際の相続割合で按分	妻: 1,900万円 × 6,000万円 / 1億2,000万円 = 950万円		
		長男: 1,900万円 × 4,200万円 / 1億2,000万円 = 665万円		
		次男: 1,900万円 × 1,800万円 / 1億2,000万円 = 285万円		
Step10	税額控除分を引いて各人の税額が確定	妻: 950万円 - 950万円(配偶者控除) = 0円		
		長男(23歳): 665万円		
		次男(15歳): 285万円 - 30万円(未成年者控除※) = 255万円		

※未成年者控除は20歳に達するまでの年数に6万円を掛けた金額となりますが、今後の税制改正により、20歳に達するまでの年数に10万円を掛けた金額に変更になる予定です。